保険料の納め方

保険料の納付は原則として、年金からの納付となる特別徴収と、納付書または □座振替などで納める普通徴収に分かれています。

※年度途中で75歳になった場合や、他市町村から転入した場合、しばらくの間は普通徴収となります。

- ●年金が**年額18万円以上**の方
- ●介護保険料と後期高齢者医療保険料の 合計額が、年金の年額の2分の1を 超えない方

特別徴収 年金からの納付

年6回の年金受取時に、保険料が天引き されます。

※特別徴収の開始について、特に手続きの必要は ありません。

6月

(1期) (2期) (3期)

※前年の所得が確定す までの仮算定された額

納付書で

納めている

定された保険料額から仮 徴収分を差し引いた額

本 徴 収

10月 12月 2月

(4期) (5期) (6期)

●年金が**年額18万円未満**の方

●介護保険料と後期高齢者医療保険料の 合計額が、年金の年額の2分の1を 超える方

普通徵収

納付書または口座振替での納付

納付書の場合・・・市町村から送付され る納付書で、納期限内に指定された金融 機関等で納めます。

口座振替の場合・・・ご指定の口座から 自動的に引き落とされます。

普通徴収の納期(原則各月の月末)

7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)
11月(5期)	12月(6期)	1日(7期)	2月(8期)

口座振替をおすすめします!

保険料は納め忘れのない、安全・安心な口座振替をおすすめします。納付の手間 も省け、一度手続きをされますと自動的に継続されます。口座振替を希望され る方は、お住まいの市町村へご相談ください。

保険料を滞納すると

納期限を過ぎても納付がないと…

●督促手数料や延滞金が発生する場合 がありますので納期限内に納付しま しょう。

「特別な事情がなく滞納が続くと…

●有効期限の短い[短期被保険者証]が 交付されることがあります。 また、財産の差押えなどの滞納処分を 受ける場合があります。

上記の措置のほか、さらに滞納が続くと、 医療費がいったん全額自己負担になる 「資格証明書」が交付されることがあります。

納付のご相談について

保険料を納めることが困難な場合は、お住 まいの市町村へご相談ください。

- 災害により損害を受けた
- 失業等により世帯の収入が著しく減少した
- 刑事施設等に拘禁された

以上のことにより納付が困難と認められた 場合は、保険料が減免されます。

● 健康診査を受けましょう

健康診査はお住まいの市町村で受り 診できます。生活習慣病の早期発見 や、自身の健康状態を知る大きな手がかりにな りますので、積極的に受けましょう。

● ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れてから 同等の有効成分を使って作られたお薬のことで、 厚生労働省が効き目や安全性を承認しています。 価格は新薬に比べて一般的に安くなっているた め、医療費の節約につながります。

すべての医薬品にジェネリック医薬品がある わけではなく、病状や症状により使用が認めら れない場合もありますので、お医者さんや薬剤 師さんと相談しながら利用しましょう。

ジェネリック医薬品に関する お知らせをお送りします。

お薬をジェネリック医薬品へ切り替 えることにより、一定額以上安くなる 可能性がある方に、差額の一例を記載したお知 らせをお送りします。(7月・1月の2回)

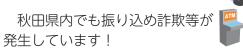
● お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳には処方されたお薬の情報が 記載されます。過去に自分がどのようなお薬を服用 したか確認でき、お医者さんに行った時のほか災害 時や旅先での治療にも役立てることができます。

● 交通事故などにあったとき

交通事故など他人(第三者)の行為 によって病気やけがをした場合でも、健康保険 で医療を受けることができます。届出が必要に なりますので、お住まいの市町村の担当窓口で 手続きをしてください。

振り込め詐欺にご注意ください



市町村や広域連合の職員が、医療費や保険料 の還付金の受け取りのために以下のような 指示やお願いをすることはありません。

- ●金融機関・コンビニのATMの操作を 指示すること
- ●キャッシュカードの暗証番号を聞くこと
- ●健康保険証やキャッシュカードをお預か りすること

環付金詐欺等の振り込め詐欺のほか、悪徳商法 も増えています。

また、送金の方法も振り込みだけでなく、レター パックでの送金もあります。

不審な電話や訪問があった場合は、その場で対 応せず、相手の身分や氏名を確認し、お住まいの 市町村や広域連合または警察署(県民安全相談 センター #9110)などへご相談ください。

お問い合わせ

申請や届出・保険料のご相談は

お住まいの市町村の担当窓口

または、

秋田県後期高齢者医療広域連合へ

〒010-0951 秋田市山王四丁日2番3号 秋田県市町村会館1階

TEL018-853-7155(業務課) 018-838-0610(総務課) FAX018-838-0611





秋田県後期高齢者医療広域連合 http://www.akita-kouiki.jp/

保険料のながれ

被保険者

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上で一定の障がいがあり、

広域連合の認定を受けた方





市町村

- ・保険料額決定通知書・ 納入通知書の送付
- ・保険料の徴収
- ・届出や申請の受付





- ・保険料額の決定
- ・保険料額減免の決定



保険料について

被保険者の保険料 約10% 海10% 後期高齢者 医療制度の 医療給付費 (後期高齢者支援金) 約40%

医療費は、みなさんが病院などで支払う 窓口負担分と保険給付で賄われています。

全体の医療給付費のうち、国・県・市町村 (公費)で約5割を、現役世代の保険料(後期 高齢者支援金)で約4割を負担し、残り の約1割をみなさんに納めていただく保険料 で負担します。

後期高齢者医療制度は社会全体で支える しくみとなっており、保険料は、みなさんが安心 して医療を受けられるための大切な財源となっ ています。



保険料の構成



保険料は、被保険者全員が等しく負担する 「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じ て負担する「所得割額」の合計となり、個人単 位で計算されます。

この保険料率は秋田県内で均一となっており、平成30年度、31年度の2年間は変わりません。

また、1人あたりの保険料の上限額は62万円です。



保険料が軽減される場合

保険料が軽減される場合は、あらかじめ軽減した保険料をお知らせしますので、手続きをする必要はありません。

均等割額の軽減

所得の少ない方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって次のとおり軽減されます。

世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等	軽減割合	軽減後の均等割額
「基礎控除額(33万円)」以下の世帯で、被保険者全員が 所得0円(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)	9 割 _{軽減}	3,971円
「基礎控除額(33万円)」以下 の世帯	8.5割 _{軽減}	5,956円
「基礎控除額(33万円)+27.5万円×世帯の被保険者数」 以下の世帯	5割 _{軽減}	19,855円
「基礎控除額(33万円)+50万円×世帯の被保険者数」 以下の世帯	2割 _{軽減}	31,768円

(納付額は100円未満切捨て)

- ※総所得金額等とは各種所得控除(社会保険料控除等)を差し引く前の金額です。
- ※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。
- ※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。
- ※軽減判定は、4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日) の世帯の状況で行います。

所得割額の軽減

特例措置であった所得割額の軽減は、制度 を将来にわたって持続可能なものにしていく ため、平成30年度より廃止となります。これ まで軽減のなかった方と同じく、負担能力に 応じた本来のご負担をお願いします。

職場の健康保険などの 被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険(※)などの被扶養者であった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額がかかりません。ただし、元被扶養者であっても世帯の所得が低い方は、均等割額9割軽減または8.5割軽減が受けられます。

均等割額

5割軽減

9割または8.5割軽減)

所得割額

負担なし

※対象となる保険:

協会けんぽ (旧政府管掌健康保険)、各健康保険組合、 共済組合、船員保険

※国保、国保組合は対象となりません。